

随意契約理由

令和4年(2022年)4月1日

| | |
|--------------------|--|
| 契約担当課名 | 都市経営部広報戦略課 |
| 発注担当課名 | 都市経営部広報戦略課 |
| 契約名称 | 弁護士相談業務 |
| 契約内容 | 法律に関する相談業務 |
| 契約締結日 及び契約期間 | 令和4年(2022年)4月1日 令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会 |
| 契約金額 | 6,708,900 円 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本相談業務は、相談者が抱える弁護士に係る相談に対して、弁護士が内容を聴取し、その範囲の中で、法律に照らして一般的なアドバイスを行うものです。</p> <p>については、相談担当弁護士の偏りを生じさせず、また、バックアップを含め、弁護士を指定日時に派遣することができることから、弁護士法に基づいて設立され、弁護士が加入する大阪弁護士会と随意契約を締結するものです。</p> |